

## 土長南国 PTA 連合協議会会則

第1条 本会は、土長南国 PTA 連合協議会と称し、事務所の所在地は年度当初の総代会で決定する。

第2条 本会は、PTA 設立の主旨に則り、単位 PTA の連絡提携を図ることにより、会員相互の研修並びに児童生徒の福祉を増進し、教育の振興を期すことを目的とする。

第3条 本会は、土佐郡・長岡郡・南国市の単位 PTA をもって組織する。

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) PTA 相互の連絡を密にし、情報並びに意見の交換に努める。
- (2) 教育に関する研究調査をする。
- (3) 教育環境の整備改善を図る。
- (4) その他必要な事項。

第5条 本会に、次の役員を置き、総代会で選出する。

会長1名、副会長2名、常任委員3名、監査2名、母親委員1名

第6条 本会に、次の職員を置き、会長がこれを委嘱する。

幹事若干名

第7条 会長は、本会を代表し会務を掌握する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代わる。監査は、会計の監査を、幹事は、会計その他の事務を行う。

第8条 役員任期は1年とする。但し再任を妨げない。欠員の補充は、前任者の在任期間とする。会長が、高知県小中学校 PTA 連合会の会長に選出された場合は、本会の会長を辞任することができる。役員、会長が欠けた場合は、役員会においてその後任を選出するものとする。

第9条 本会の会議は、総代会・役員会として会長が招集する。総代会は、単位 PTA の代表2名をもって構成し、年一回を定例とするが、必要に応じて臨時会を開くことができる。役員会は、必要に応じて開催することができる。市町村 PTA 連合会の事務局は、各種の会に出席できる。但し、議決権は有しない。議決は、出席者の過半数の同意をもって成立する。

第10条 本会の会費は、分担金その他の収入をもってこれに充てる。

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

付則 この会則は、平成7年6月13日から施行する。

付則 第5条の会則は、平成9年6月13日より改正実施する。

付則 第9条の会則は、平成11年6月11日より改正実施する。

付則 第5条の会則は、平成17年6月11日より改正実施する。

付則 第6条の会則は、平成22年6月5日より改正実施する。